

福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ

福祉医療給付に関して、令和7年8月診療分から、以下に掲げるとおり給付対象の変更がありましたのでお知らせします。

1 秋田県福祉医療費補助金交付要綱に定める基準により実施される給付

R7.8.1

実施主体	対 象 (助 成 内 容)	法別番号
各 市 町 村	(1) 乳幼児(未就学児)及び小中高生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ① 0歳児(全額助成) ② 住民税所得割非課税世帯の児童(全額助成) ③ ①、②以外の児童(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	74
	(2) ひとり親(母子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	75
	(3) ひとり親(父子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	76
	(4) 高齢身体障害者 65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者(全額助成)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者(本人を除く)	72
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	77
	(5) 重度心身障害(児)者 身体障害者手帳1～3級所持者又は療育手帳(A)所持者(全額助成) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)所持者(全額助成・精神病床への入院は対象外。)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者	73
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	78

2 1の基準を拡大して実施される給付

実施主体	対 象 (助 成 内 容)	法別番号
大 館 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となるひとり親家庭の児童(全額助成)	80
鹿 角 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	81 80
由利本荘市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	80
湯 上 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
大 仙 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	81 80
北 秋 田 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	81 80
湯 沢 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
男 鹿 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
に か ほ 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 同要綱に該当するひとり親家庭の児童の親(全額助成)	80
横 手 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② ひとり親家庭の児童の親(全額助成) ③ 15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
能 代 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81

仙 北 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
小 坂 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
上小阿仁村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 65歳未満の身障手帳4～6級所持者(全額助成)	80
藤 里 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
五 城 目 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
八 郎 潟 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
井 川 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
大 潟 村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
羽 後 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
東 成 瀬 村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80

美 郷 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
三 種 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
八 峰 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	81 80

(参 考)

秋 田 市	単独拡大して実施する給付なし	-
-------	----------------	---

<問い合わせ先>

秋 田 県 健 康 福 祉 部
健康づくり推進課 国保医療室
電話 018-860-1351